

第1回 航路標識協力団体制度に関する検討会議事録

令和3年7月12日

【小野主任海上交通企画官】 定刻になりましたので、ただいまから「第1回航路標識協力団体制度に関する検討会」を開催させていただきます。

委員等の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただいております海上保安庁交通部企画課海上交通企画室主任海上交通企画官の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB会議システムを併用して開催させていただいております。WEB会議システムでご参加いただいている各委員の皆様におかれましては、発言の際にミュート解除をし、初めにお名前をおっしゃってからご発言いただき、終了した際には、ミュートを押していただくようよろしくお願いいたします。質問等ございましたら、画面上にて挙手、もしくは挙手ボタンにてお知らせ願います。通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止が生じる可能性がございます。また、発言者の音声のみで映像が伝わらない場合もございます。あらかじめご了承ください。不具合等ございましたら、右下のチャットボックスから問い合わせをお願いいたします。

また、検討会につきましては、情報公開の観点から会議自体を公開するとともに、議事録等を海上保安庁のホームページに掲載することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。本日の検討会は、10:30までを予定しております。短い時間ではありますが、活発なご議論をお願いいたします。

それでは、冒頭に当たりまして、海上保安庁交通部長 吉永より、ご挨拶を申し上げます。吉永部長、よろしくお願い致します。

【吉永交通部長】 海上保安庁交通部長の吉永でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席頂きまして、誠に有難うございます。第1回航路標識協力団体制度に関する検討会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。海上保安庁は、船舶交通の安全確保をその使命の一つとしております。船舶が航行する際の「道しるべ」となる灯台を、長年に亘り、整備し、管理して参りました。この灯台については、その役割を、国民の皆さまに広く知って頂くために、一般公開も行ってきました。3年前に、当庁の船舶交通の安全政策として策定した「第4次交通ビジョン」においては、灯台をテーマとした観光の振興を支援する観点から、灯台を生かしたさまざまな取り組みを促進する方針も盛り込んだ

ところでは、これらを踏まえ、一昨年には、寺崎委員、藤岡委員、不動委員を始めとする関係の皆さまにもご参画頂いて、有識者懇談会を設置しました。この懇談会においては、全国各地における民間団体の皆さまによる灯台をテーマとした取り組みをご紹介頂きました。具体的には、灯台を地域のシンボルや観光資源として考えて頂いて、敷地の清掃や草刈り等の環境美化に取り組んで頂いている事例や、灯台に関する資料の収集、調査、保存、さらには、灯台をテーマとしたイベントの開催といった事例です。いずれも、ボランティア活動です。その上で、このような灯台をテーマとした取り組みを推進して頂くことは地域の活性化にも寄与するという報告書を令和元年に取り纏めて頂きました。

一方で、これらの民間団体の皆さまからは、灯台の錆落としやペンキ塗り、あるいは、灯台内部の手すりの設置や階段の設置等の軽微な工事であれば、自(みずか)らの費用負担により行わせて頂きたいとのお声も寄せられておりました。しかしながら、当時の法体系においては、民間団体の皆さまがこれらの軽微な工事を自(みずか)ら行うことが認められていないといった課題がございました。

このため、今般の法改正においては、他法令をも参考にしまして、航路標識協力団体制度という制度を、航路標識法という法律に、新設しました。この制度は、民間団体の皆さまによるこうした軽微な工事の実施を可能とする制度です。本制度を活用頂くことは、私ども海上保安庁による灯台の維持、管理に大きく資するものであり、また、民間団体の皆さまの活動の幅も広がり、さらに地域振興にも寄与することが期待されます。

また、これらの活動を通じて、灯台を始めとする航路標識やそれらに関連する海上保安庁の業務を国民の皆さまの多くに知って頂く機会にもなり、広く海に親しんで頂く機会にもなるものと考えております。

本検討会では、このような経緯をも有する航路標識団体制度について、皆様からご意見を頂き、運用基準を策定し適切に運用して参りたいと考えております。

本日の第1回検討会においては、まず、議題1として、本制度の概要についてご説明させていただきます。次に、議題2として、官民の皆さまから、それぞれ、灯台をテーマとした取組の事例をご紹介頂きます。その上で、議題3として、本検討会の主たる議題である航路標識協力団体を運用する基準の案について、他の団体制度の例も踏まえてお示しさせていただきます。

本日は、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂けましたら有難く存じます。なにとぞよろしく願いいたします。

【小野主任海上交通企画官】 次に、本検討会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順にご紹介させていただきます。

千葉県銚子市観光商工課 課長の石井委員でございます。

【石井委員】 よろしくお願ひします。

【小野主任海上交通企画官】 中央大学法学部教授の工藤委員でございます。

【工藤委員】 中央大学の工藤でございます。よろしくお願ひします。

【小野主任海上交通企画官】 公益財団法人日本交通公社観光地域研究部 部長の寺崎委員でございます。

【寺崎委員】 日本交通公社 寺崎です。よろしくお願ひします。

【小野主任海上交通企画官】 東京工業大学 名誉教授の藤岡委員でございます。

【藤岡委員】 藤岡と申します。よろしくお願ひします。

【小野主任海上交通企画官】 灯台専門フリーペーパー「灯台どうだい？」 編集長の不動委員につきましては、本日所要のためご不在となっております。
愛知県知多郡美浜町産業建設部産業課 課長の三枝委員でございます。

【三枝委員】 産業課長の三枝です。よろしくお願ひします。

【小野主任海上交通企画官】 また、本日の議題2 灯台活用における取組で発表を予定しております、犬吠埼ブランドン会代表幹事 仲田様
美浜まちラボ 野間灯台登れる化プロジェクトプロジェクトリーダー 林様
御前崎市建設経済部商工観光課課長 樽林様、係長 内藤様
文化庁文化財第二課調査部門文化財調査官 番様
にもご参加いただいております。

なお、その他の参加者は、お手元の配席図にてかえさせていただきます。

続きまして、座長を選出したいと思います。本検討会の座長につきまして、事務局としましては、公共政策がご専門で、航路標識協力団体の制度創設にあたり、ご議論いただいた船舶交通安全部会にて委員を務められております工藤委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(反対の意見無し)

ありがとうございます。委員の皆様のご了解がいただけましたので、工藤委員に座長をお願いしたいと思います。

【工藤委員】 皆様ありがとうございます。私、今ご紹介いただきました、船舶交通安全部会において、本制度創設の議論に関わってきたというので、今回座長を務めさせていただくこととなりました。よろしく願いいたします。

また、今回の法改正のきっかけとなった「地域活性化に資する灯台活用に関する灯台有識者懇談会」にて座長を務められた藤岡先生に座長代理をお願いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(反対の意見無し)

それでは、拍手をいただきましたので、藤岡委員、座長代理をお願いいたします。藤岡先生、一言お願いいたします。

【藤岡委員】 私は近代の建物の歴史を研究しております。近代建築史の研究者で、灯台についても海上保安庁のご協力をいただきながら、調査をして参りました。その関係もあり、座長代理を務めさせていただきます。よろしく願いします。

【小野主任海上交通企画官】 ありがとうございます。次にお手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。配布資料につきましては次第の下のところに一覧として載せておりますので、資料に不備がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行は座長の工藤委員をお願いしたいと存じます。

工藤委員、よろしく願いいたします。

【工藤委員】 工藤でございます。議事を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いします。まずは、「議題1 改正航路標識法」について事務局からご説明いただきたいと思います。

【坂下航路標識企画官】 交通部整備課航路標識企画官 坂下と申します。

今般の法改正により創設した航路標識協力団体制度の概要について、ご説明させていただきます。交通部長の挨拶にもあつたとおり、これまでも民間団体に

より灯台の敷地の清掃や自治体や公益団体による一般公開等が行われてきたところですが、近年灯台を活用した地域おこしや観光、イベントなどのニーズが高まっているところです。自らの負担により灯台の錆落としやペンキ塗りを行いたいというご意見もいただいたところでございます。

しかしながら、このような行為は改正前の航路標識法では認められなかったため、今般新たに航路標識協力団体制度を創設したものです。具体的には制度の概要のところ、航路標識に関する工事又は維持、資料の収集、調査研究、普及啓発、これらの業務を適切に行えると認められる団体を航路標識協力団体と指定することができる制度となります。

次のページをご覧ください。航路標識協力団体制度のポイントをご説明いたします。まず1点目は、工事等の申請手続きの簡素化です。航路標識に関する工事又は維持を行おうとする場合は海上保安庁長官の承認が必要ですが、航路標識協力団体に指定されますと海上保安庁との協議をもって承認があったものとみなすといった簡素な手続きで済みます。なお、現在活動を行っていただいている清掃、草刈については本改正法の承認の対象ではないため、承認や協力団体の指定が無くても引き続き活動を行っていただくことは可能です。

2点目ですが、協力団体に指定されますと、海上保安庁からの指導、助言を得ることができます。具体的には、工事に参考となる灯台の設計や構造などの指導や助言を得ることができます。

3点目として、監督処分とありますが、協力団体として適切に活動をしていないと認められるときには、改善命令を出すことができ、その改善命令に違反した時には、協力団体の指定を取り消すことができます。このように、協力団体の活動の適正性を担保する措置があります。

次のスライドをご覧ください。海上保安庁長官の承認を受けて行うことができる工事を承認工事とありますが、この制度ができることによって、できる工事を下の図に示しております。図の中段のところ、灯台の簡易な塗装や灯台内部の手すりや階段などに係る軽微な工事を行うことが可能となります。なお、灯台の光り方に係る光源の管理や灯台の基礎に係る土木工事等航路標識の機能に係るものは、従来どおり海上保安庁が工事を施行します。

次のスライドをご覧ください。このスライドは、協力団体制度と他の公物管理制度でよくみられる指定管理者制度、PFI、コンセッションの各制度との比較です。表の初めの行に公物管理のアウトソーシングとあります。航路標識協力団体制度と指定管理者制度などとの大きな違いは、公物管理そのものをアウトソーシングするかないかです。指定管理者制度、PFI、コンセッションについては、公物管理を民間にアウトソーシングするものです。その中で、計画策定段階からアウトソーシングするのか、施設の維持だけをアウトソーシングするの

かの違いがあります。一方、航路標識協力団体制度は、航路標識の管理そのものをアウトソーシングするのではなく、民間からの発意によって工事維持などの一部の業務を行いたい者に対して、それができるように指定をするものです。そのような点から、海上保安庁からの予算面での補助はないということも他の制度との違う点です。以上が、航路標識協力団体制度の概要の説明でした。

次のスライドからは参考として、参照条文を記載しております。以上です。

【工藤委員】 説明ありがとうございます。

引き続き、「議題2 灯台をめぐる民間団体等による活動の実態」に進ませていただきます。事務局から総論をご説明いただき、続いて、犬吠埼ブラントン会、美浜まちラボから、現在の活動状況等をご説明いただきたいと思います。質疑応答は、美浜まちラボからご発表いただいた後、まとめて行いたいと思います。

【坂下航路標識企画官】 議題2ですが、ヒアリングに先立ちまして、これまで行われてきました灯台を巡る民間団体の活動として、どのように検討をして、航路標識協力団体制度を創設するに至ったかについて説明します。

自治体や公益団体による灯台の一般公開や灯台をテーマとした観光の振興を支援する観点を入れ、そのような活動を促進する方向を盛り込んだ第4次交通ビジョンが平成30年に策定されました。それを受け、寺崎委員、藤岡委員、不動委員にご参画いただいた有識者懇談会を開催しボランティア活動を活性化するための方針を中間とりまとめとしてとりまとめていただきました。

この中間とりまとめには、重要文化財の活用もあり、左の部分にありますとおり、令和2年12月に犬吠埼灯台等が指定され、本年5月には御前埼灯台が指定の答申をいただきました。今後も重要文化財の指定について推進していくところです。また、中間とりまとめには、航路標識をテーマとして、持続可能な取り組みを行えるように支援もうたわれており、これを受けて改正航路標識法により、航路標識協力団体制度を創設するに至りました。今般、この航路標識協力団体制度を運用するにあたり、その運用基準を策定する必要があるので、ご意見を頂戴するべく本検討会を開催することとしました。議題3でご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、運用基準についてご意見をいただく前に、運用基準を策定するにあたっては、これまでの民間団体の活動について把握する必要がありますので、議題2として、ヒアリングを行い、運用基準の参考とさせていただきます。よろしく願いいたします。以上のような検討を行い、本年11月の運用開始に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

次のスライドからは、航路標識協力団体制度を作る際に参考にした、他の分野、

道路、河川、港湾、海岸の協力団体の活動事例を記載しております。

次のスライドは、現在灯台に係るボランティア団体の活動を簡単にまとめたものです。

次のスライドは、これまでに実施した有識者懇談会の概要をまとめたものです。以上でございます。

【工藤委員】 ご説明ありがとうございました。次に犬吠埼ブラントン会からご説明をお願いします

【犬吠埼ブラントン会 仲田代表幹事】 犬吠埼ブラントン会代表幹事仲田でございます。はじめにわれわれの活動の内容、次に、航路標識協力団体制度がこれからスタートするというので、これに対する感想を述べて参りたいと思います。まず、私どもは1999年に後で説明いたします3つの活動目標に貢献できるような市民に私の方から声をかけ、一本釣りで会員になっていただきました。当初は20名ぐらいだったんですけども、高齢の方も多く、今は10人ぐらいで活動しております。年会費や例会や会報とかはありませんで、随時この指とまれ式で、今度こういうことやろうと提案し、賛同していただけたら、その時に臨時会費という形で少し会員の方にお金を出していただく、そして時々行政の支援があったり、文化庁から助成をいただいたりして、活動して参りました。

まず、私共は3つの活動目標を掲げておりますが、第一に、犬吠埼灯台の研究およびブラントンについての顕彰、代表的なものとしては、中間的なまとめですが、『犬吠埼灯台関係内外資料集』を犬吠埼灯台140周年の時に文化庁から助成をいただき刊行いたしました。それらは、全国各地の主な公的図書館、大学等に納本いたしました。

次に灯台人との交流ですけれども、これは灯台のある町との交流、それから国内外の灯台に勤務された方、研究者とのインターネットを通じて、あるいは、実際にお会いして交流をしました。もう一つは、一昨年、第2回灯台ワールドサミットが銚子で開催されましたが、私共ブラントン会もその一翼を担わせていただきました。

最後の3つ目は、犬吠埼灯台の保存と活用でございます。犬吠埼灯台に資料展示館がありますけれども、燈光会がやっている事業ですが、そういうものの必要性を地域社会に働きかけ誘致の機運を高めたということと、それから、犬吠埼灯台の初代レンズが明治村に開村以来展示されておまして、これを里帰りさせて、展示の目玉にしていただきたいと、このようなことをシンポジウムを開催して、その場で関係者に提案したわけでございます。それから、重要文化財の一つにもなりました旧霧信号所霧笛舎の保存に関しまして、7つの提言を発表して、

是非残してほしいという働きかけをし、国、銚子市、燈光会の話し合いの結果残った訳でございます。その際に、霧笛は音の航路標識であるから、音を残そうということで、私どもは録音をサウンドエンジニアに頼みまして、これをCD化して販売もし、売上金の一部を霧笛舎の学術調査のため、寄付をさせていただきました。

それから、4番目に重要文化財指定に協力をしたことを挙げたいと思います。事務の窓口は銚子市や千葉県でしたけれども、今日お見えの文化庁の番さんが調査に参られまして、立合をしたり資料提供などの対応をさせていただきました。

これからどんな活動を考えているのかということでございますけれども、事前に提出した「参考資料」では、航路標識協力団体制度がスタートしたと仮定して、希望的な活動目標を勝手に並べている訳ですけど、たとえば「重要文化財で技術的に優れていると太鼓判、犬吠埼の灯塔レンガ二重壁構造の見える化いつかと夢に見る」。現状では構造的に難しいようですが、いつかは実現してほしいなと思います。「もう一度鳴らしてみたや牛の声」、これは野太いエアサイレン式の霧笛の音をちょっとだけ再現することができないのかということ。

それから、「勝手知ったる灯台所長によるブラ・ガイド」ということで、海保のOBの方にナマで説明をしていただけると、我々素人がやるよりもっと良い案内ができるのではと思います。

「灯台守さんの仕事と生活のルーティンを実地体験」したりや、銚子電鉄さんはいまや全国的に有名ですが、コラボして、お化け電車と灯台の夜間公開とセットで「灯台の怪談肝試しツアー」などはどうだろうか。灯台構内をステージ、ライブスポット、アトリエ会場として、「スタジオ・ライトハウス」にしてはどうだろうか、当会としては、来たるべき犬吠埼灯台 150 周年記念事業を活動の大きな節目として完遂したいと、また、「日本の灯台の父・RHブランソンのモニュメント」を犬吠埼灯台に設置したいと考えております。

最後に、まとめですが、新制度がスタートするということで、お国の門が大きく開くんだなと思いました。少し時間が経ちまして、具体的には草刈とかペンキ塗りとかから始まるということで、門の開きは 180 度よりはやや狭いのかなと感じております。我々の会としては、会員の高齢化が進んでいまして、世代交代をしながら当会の特徴である歴史的・文化的な灯台の切り口というスタンスはこれからも曲げないで行こうと思っております。以上でございます。

【工藤委員】 ご説明ありがとうございました。次に美浜まちラボからご説明をお願いします。

【美浜まちラボ 林プロジェクトリーダー】 ファイルを開くのに時間がかかっています。前の日本財団のときはこれとそう変わらないもので送れたんですが。待つ感じでもいいですか。

【工藤委員】 事務局如何でしょうか。場合によっては、準備をしていただいて、先に他の発表をしていただくことも考えられると思います。一旦、事務局にお返しします。

【小野主任海上交通企画官】 急遽申し訳ないですが、御前崎市様ご発表をいただいてもよろしいでしょうか。

【御前崎市 樽林課長】 御前崎市です。灯台ワールドサミットについてお話をさせていただきます。私は御前崎市商工観光課長樽林と申します。隣が、観光交流係長の内藤です。よろしくお願ひします。

御前崎市におけます灯台を中心としました観光政策についてご理解ご協力をいただきましてこの場をお借りして御礼を申し上げます。本日は第1回の航路標識協力団体制度に関する検討会におきまして、本年度開催予定としております第3回灯台ワールドサミットの説明をさせていただく機会を作っていただきまして誠にありがとうございます。資料ですが、提出させていただいているのは、予算も入っているものですから、取り扱いには留意していただきたいと思ひます。平成29年度に灯台を新たな観光資源として活用するために、参観灯台のある三重県志摩市さん、千葉県銚子市さん、島根県出雲市さんと御前崎市の4つの自治体において、灯台活用推進市長村全国協議会を発足させていただいて、毎年、参加自治体によって、灯台ワールドサミットを開催しております。

令和2年度は志摩市、銚子市に続いて、御前崎市が主催市となって灯台ワールドサミットIN御前崎を開催する予定でいました。しかし、新型コロナウイルスの影響によって今年度に延期となりました。サミットにつきましては、御前崎灯台とその周辺施設を会場に、今年の11月6日から7日の2日間で開催する予定でおります。3回目を迎える今回のサミットはですね、灯台が立地する市との交流促進や情報交換の場から、観光支援や全国展開など具体的取組みを検討する場ということとしていまして、一歩前進したサミットと位置付けていきたいと考えております。また、御前崎市においては、灯台の持つ歴史、文化的、観光的価値を見直すために、御前崎灯台を新たな観光資源にしていくことを目的としております。更に多くの市民が会場に訪れて灯台に関心を持ってもらうような楽しく面白い、市民参加型のサミットとしたいと思ひます。

先ほどのご説明にもありましたとおり、今年5月には国の文化審議会により、

御前埼灯台が重要文化財に答申されました。今回のサミットに花を添えていただくような形となったことが大変喜ばしいことかなと思っております。

しかし、東京都など今回4回目となる緊急事態宣言が、本日から発出されたこともありまして、新型コロナウイルスの感染拡大が収束していない状況となりますので、そのような状況を見ながらサミットの実現に向けまして、今後検討していきたいと思っております。

今後、灯台ワールドサミットの実施に向けたご協力をお願いしたいと、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ありがとうございます。

【工藤委員】 ありがとうございます。美浜まちラボさんの状態は如何でしょうか。順番が逆になりますがよろしく願います。

【美浜まちラボ 林プロジェクトリーダー】 うまくいかなかったらごめんなさい。資料映ってますか。

【小野主任海上交通企画官】 準備がうまくいっていないようなので、先に文化庁様発表をお願いしてもよろしいでしょうか。

【工藤委員】 では、大変申し訳ありませんが、文化庁からのご説明をよろしく願います。

【文化庁 番文化財調査官】 文化庁文化財第二課の番でございます。重要文化財の指定について、灯台に関係するところをご説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。日本の文化財の類型はこのように多岐にわたっているわけですが、今回ご説明するのは一番上の有形文化財の中の重要文化財を説明したいと思います。灯台については、この他、重要文化財の一つ下の登録有形文化財と真ん中あたりの史跡に指定されているものもありますが、それぞれ指定の仕方ですとか、手続きなどがちがうので、今回はあくまで有形文化財の建造物、重要文化財のご説明をさせていただきます。

次をお願いします。重要文化財、建造物の保護の始まりは、明治期にさかのぼるんですけども、明治30年に古社寺保存法という法律ができて、それを受け継いだ文化財保護法というのが、昭和25年に制定されて、それが現在、文化財保護の基本となっている法律でございます。重要文化財の建造物の指定基準につきましては、ご覧いただいているスライドの左側の指定基準というところに書きました、1から5にあるような内容を考慮しつつ指定しているということでございます。指定の流れをスライド右側に記載しております。まずは指

定候補の選定をして、これは、所有者の同意を得てからとなります、そのあと文化審議会に諮問をし、その後、審議会で審議をし、答申を得ることになります。その後、官報に告示されて、その官報の日付をもって重要文化財に指定されたということになります。従いまして、先ほどの御前崎灯台につきましては、この答申という上から4つ目のところですので、まだ、正式に言うと重要文化財になる予定ではあるけれども、重要文化財ではないところです。おそらく間もなく、官報に告示されるものと思います。

次お願いいたします。文化財の建造物といいますと、お寺ですとか神社、あるいは民家ですとか、一般的に思い浮かびがちかなと思いますが、平成に入りまして、近代の建物、あるいは近代化遺産について、重要文化財として指定するようになってきました。近代化遺産とはどのようなものかと申しますと、近代的手法によって、幕末期から第二次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した、産業、交通、土木に係る建造物ということで、灯台は、この近代化遺産の括りに入っております。その中の、交通遺産、水、海路に係りがあります。この近代化遺産を評価する時には、建造物としての評価はもちろん大事になってきますが、どんな機能を持っていたかという点も一つ重要なところでございます。

次のスライドをお願いします。現在、重要文化財に指定されている灯台は、先ほど海保さんのご説明にありましたとおり、上の欄の4つが現在指定になっているものでございます。犬吠埼灯台、角島灯台、六連島灯台、部埼灯台。下の段の御前崎灯台については、現在官報告示待ちという段階です。

次のスライドをお願いします。先ほど近代化遺産については、建物だけではなくて、どういう機能を持っていたかということが重要だと申し上げました。その機能を維持するための施設というのを一体的に保存するというために灯台だけではなくて、その周辺の施設も指定をして保存を図るようにしております。犬吠埼灯台の例で申し上げますと、写真にあります、旧霧笛舎と旧倉庫も指定に係っております。

このほか、附（ついたり）指定というものもございます。指定物件とともに一体的な価値を有する資料や付属建物等も附指定として指定することができます。このスライドですと、黄色の枠で囲っている写真の中、例えば、取り外された銘板ですとか、灯器のレンズ等が附指定として保存が図られております。

次のスライドですが、現役で稼働している施設を重要文化財として指定するときに、大きなハードルとなりますのが現状変更と保存に影響を及ぼす行為となります。重要文化財の価値を維持するために、なるべく改変しないでくださいねということをお願いしているところでございますが、とはいえ一方で、定期的なメンテナンスが必要となってくるところでございます。現状変更と申し上げ

ますと、文化財の畑の方としては史跡の現状変更のイメージがあって、何かをするにはとにかく届けなければならないようなイメージもあるかもしれませんが、重要文化財建造物の場合は、今ここにお示ししております表の中に分けております。左上の許可を受けて行う行為が最も重いものでして、文化財になっている建物そのものを改変するということになります。右上の保存に影響を及ぼす行為のうち許可を受けて行う行為としては、施設そのものは変わらないけれども、隣接地で大規模な掘削を行うとか、そういったときに許可が必要ですよということになります。一方、下側の2つについては、許可は要しないけれども届出でOKですよという行為です。たとえば、維持修理、同じ具材での塗り替えや、屋根の葺き替えや設備の更新とか設置とかそういうものがあります。どういう行為がこれにあたるかというのを、一律に明文化できないという事情が文化財のほうにはございます。というのも文化財というのはいろんな種類に渡りますので、例えばスロープを設置しますというときに、灯台にスロープを設置するときと、お寺にスロープを設置するというときには、文化財の価値に与えるインパクトが全然違ってきますので、行おうとしている行為がどういう風に影響を与えるのかを、文化財そのものの価値によってご相談するということになっています。

次のスライドをお願いいたします。そのように毎度毎度ご相談してと、もちろん運営はできるのですが、稼働資産はメンテナンスとして、修理をしますよとか、塗り直ししますよとか、ある程度行うことが決まっていると、それを行うときに毎度毎度相談していると手続きが煩雑となります。そこで、文化庁としてお勧めしているのが、保存活用計画を策定するということとでございます。平成11年に重要文化財の保存活用計画を策定するための指針というものを作成しまして、保存活用を図るためにどういうことができるのか、どういうことをしなければならないかというのを明文化し、それを所有者、都道府県、市町村教育委員会、文化庁の間で合意形成を図ることをしてまいりました。更に、平成31年に文化財保護法を改正しまして、その保存活用計画が、文化財保護法により認定されるという制度も設けました。これによって、手続きの弾力化、具体的には、現状変更、修理届において、これまで、事前に文化庁長官に許可あるいは届出を求めなければならないものが、計画に書かれているものが、事後の届出でOKになります。これは、計画で実際どういうことをするのかと、具体的に特定します。例えば、エレベーターを設置したいので、フロアに穴を開けたい、そういう風な行為についても、具体的にどの位置に、どの規模の穴を開けるのか、それがどのような影響を与えるのかということをしつかり計画の中で確認しますと、認定された計画の中で、事後の届け出で行っていただくことができるということとでございます。

この保存活用計画については、このように稼働している現役の文化財についてはフィッティングしている制度でございまして、現在指定されている灯台につきましても保存活用計画を策定することを地元の教育委員会とご相談をしながら進めていただければと思います。以上でございます。

【工藤委員】 ご説明ありがとうございました。では、当初の発表の順番と若干変わってしまいましたが、今までのブラントン会、それから御前崎市、文化庁さまのプレゼンテーションに対してのご質問、コメントをここで受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【寺崎委員】 発言させていただいてよろしいでしょうか。

【工藤委員】 はい、どうぞ。

【寺崎委員】 日本交通公社の寺崎です。それぞれ、最新の情報をお知らせいただきありがとうございます。最初にプレゼンいただいた、犬吠埼ブラントン会さんに対する質問です。地域の中で、例えば地元の行政であるとか、観光振興に取り組む観光協会などの公的な団体、関連する地元のステークホルダーとの関係や、その中での皆様の活動の位置付けはどのようなものでしょうか。

【犬吠埼ブラントン会 仲田代表幹事】 私共は独立独歩といいますか、灯台に対する切り口が歴史研究や文化活動、灯台の周年に合わせたシンポジウムだとか演劇だとか音楽会だとか、そういったものを組み合わせた企画だとかで、他者との連携といいますと、行政とはありますが、特に観光業関係については、どうしてもお金儲けという要素がありますので、今までは意図的にタッチしないで参りました。

そんなことで、基本は各メンバーの得意な分野でのアプローチがあるのでそれは崩せないのかなと思います。ただ、他の団体と連合していくということは、この航路標識協力団体制度が始まるにあたって、考慮すべき選択肢の一つであると考えています。我々の会が他と連合していく、あるいは、解散して他の団体に入るといふことも含めて考えていきたいと思っています。

【寺崎委員】 ありがとうございます。

【工藤委員】 他の先生方はいかがでしょうか。

【犬吠埼ブラントン会 仲田代表幹事】 付けたしで一言よろしいでしょうか。最後に、今回の制度改正によって、海上保安庁の情報提供や指導・助言が得られるということは我々のような性格の団体にとっても非常に魅力的だと思っています。一方で、灯台の敷地内で何かやってみたいとか、一般的なイメージとして、灯台の門がより開いて灯台の敷地の中でいろんなことができるそうだよ、灯台の外ではなく中でやれるんだってよというようなイメージを持つ方も多いと思うのですが、そういった際に今までの経験からいたしますと、やはり灯台の中のインフラ・ミニマムといいますか、何かやる時に電気だとか水だとかトイレだとかごみの処理だとか、夜間の場合には照明、洗い場みたいなもの、簡単な飲食をやるにしてもそういったものが必要になります。

ただ、そういうものを維持していくにもお金がかかりますので、別の課題が発生するというところもあるでしょうが、灯台をより開いて、民間や、外から活用する機会を与えるということであれば、そういったことも是非ご考慮いただきたいなと付け加えて終わりたいと思います。ありがとうございました。

【工藤委員】 それ以外にご質問が無いようですので、美浜まちラボのほうの発表をいただきたいと思います。準備ができましたらよろしくお願いします。

【美浜まちラボ 林プロジェクトリーダー】 資料が映らないようなので、説明します。美浜まちラボです。野間灯台登れる化プロジェクトの話をしていきます。目的はそこに書いてあるんですけど、とにかく野間灯台を開きたいということです。そして、先に行きます。日本には登れる灯台がご存じのとおり 16 基あります。参観灯台で 300 円で登れることになってます。次ですが、参観灯台の犬吠埼さんは年間 10 万人くらい来てですね、美浜町としてなんとかうまくやれないかなと思っています。新しい箱もの建てるよりも灯台をもっと活用したらいいのではと思っています。

先行ってください。他にも登れる灯台を回ってですね、鮫角とか、門脇崎とか、勝浦とか美保ヶ関とか、美保ヶ関は登れるわけではないのですが、灯台活用した可能性があるんじゃないのということで、次行ってください。登れる灯台になれるのかと、航路標識法で決まっているので、どうにかできるものではないということで、とりあえず、自分達からできることだけやっていこうということで、今までやってきたことを発表します。今までやってきたことは何かということですが、いろんな灯台を見に行きました、鮫角灯台を見に行ってきました。伊東の門脇崎灯台も行ってきました。銚子の犬吠埼灯台も行ってきました。ブラントン会の仲田さんにもお世話になりました。志摩市に行って大王崎灯台、安乗崎も行ってきました。灯台フォーラムや灯台サミットにも行ってきました。名古屋港の

フレンドリーポートも見に行きました。日本航路標識協会の大谷さんにも来ていただき講演会をしていただきました。本日出席予定でした不動さんにも来ていただき講演会をしていただきました。

イベントなんかもやりました。ライトアップなんかもやっています。これ結構大変で、図面も出さないといけないし、私、社会科の教員なので、図面は書くことがないので、頑張って書きました。グッズ作ったりもしてました。100周年を前にですね、ペンキ塗りをしようということで、名古屋の海上保安部にペンキ塗りをさせてくれということをやったら、それはあかんと言われました。

あと、100周年になるので、フレネルレンズを返してほしいということで、もともと野間埼灯台にあったフレネルレンズが、今は、大王埼の博物館にあるわけですね。だから、それを返してくれと言いましたが、それは難しいよと言われてそれをなんとか、と言ったら、名古屋港の防波堤灯台にあったもう使っていないレンズをあげるといわれて、名古屋海上保安部からもらいました。ゆくゆくは、元々野間埼灯台にあったレンズと、このレンズを交換してもらいたいと思っています。

それから、100周年に当たって、お金が無いので、クラウドファンディングをやりました。クラウドファンディングでお金集めますよと言ったら、143万8千円集まりました。それを使って、野間灯台100年史を作りました。

それからですね、登録有形文化財の申請もしております。100周年の記念式典も3月にやりました。ただ、コロナだったので、規模を縮小してやりました。今後の予定ということで、今後、クラウドファンディングでやろうとしていた、ライブ配信をやります。今準備をしています。コロナで中止となっていたイベントということで、プロジェクションマッピングの事業をやろうとしていたので、それをやるつもりです。それから、先週の木曜日に、文化庁の方が来てくれて、登録有形文化財の審査みたいなもので、無筋コンクリートで珍しいし耐震工事もしてあるし、多分いいよと言ってくれたので、これは絶対なるんじゃないかなと私は勝手に思っています。現時点で決まっている今後の予定を更に超えて、今後の野望みたいなものですが、とりあえず一つは、灯台目的のふるさと納税を美浜町がやってくれないかと、そしたら、お金を集めなくてもなんとかなるのではという話です。

我々の元々の目的は、野間灯台に登れる灯台にしようと、もし航路標識協力団体になれば、とりあえずはあがりです。ここは、我々の手で上げさしてもらいたいと思います。そしたら何が必要かということ、まずは、有料で公開だろうと、もし燈光会と同じように300円で上げさしてもらえらんだら、これを、ボランティアだけでやってたら、限りもあるし、どうにも苦しいじゃないですか、補助金とボランティア頼みでは具合が悪いので、何とか300円取って上げるよ

うにしてやりたいなと思ってます。灯台の前での広場で、結婚式もできるかもしれない、キッチンカー等も置けるかもしれないし、イベントもやり放題だ、ライブとかもやったらどうだとかいろんな案も出てきます。

最終的にどうしたいのか、本当はプレゼンでやりたかったですけど、一般公開によって美浜町に新たに観光のスポットが出来たら、美浜町に客が多少やってくる。多少、美浜町の税収が増えると、そうすると、多少、小学校の備品が買いやすくなる希望の一つともう一個は、何人かの子供が、林先生の活動によって、灯台に登れるようになったんだなと思ってくれるかもしれない。そしたら、何人かの子供が町作りに何かできることがあるかもと思ってくれるかもしれない、そしたら、美浜町を背負って立つ人間が出てくるかもしれない。そしたら、未来の街が明るくなるのではと、そんな崇高な目的を持っておりまして、最終的に今まで 100 年間伊勢湾の安全を守ってきた灯台なんですけれども、今後は、海の安全を守るとともに、美浜町の町造りの一役を買ってもらいたい、ということで、ふるさとの未来を照らせ野間灯台と、私の発表はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

【工藤委員】 発表ありがとうございました。テクニカルな問題もありましたが、内容はよくわかったと思います。ご質問いかがでしょうか。

私から基本的なことではありますが、活動されている美浜まちラボ様は、何人ぐらいで、今日は市のほうからとのことで、地元の行政との関係を簡潔に教えていただければと思います。

【美浜まちラボ 林プロジェクトリーダー】 美浜まちラボは、今ここに一人いますけれども、美浜町の人たちがやっています。中須賀さん顔を出してください。

【美浜まちラボ 中須賀様】 こんにちは。美浜まちラボはできて 10 年弱たちますけれど、今、日常の活動をしている会員は 10 名から 15 名です。登録している会員だけでしたら 40 名近くいるんですけど、その人たちは現役世代の人たちがほとんどですので、手に仕事を持ちながらボランティアでまちづくりをしている。その中で一番大きな柱が野間灯台登れる化プロジェクトということで、林先生を中心に一生懸命頑張っている事情でございます。

【美浜まちラボ 林プロジェクトリーダー】 美浜町とのつながりですけど、担当者が非常によくしてくれています。仲良くやっていきたいなと思っています。

【工藤委員】 挙手が確認できませんので、テクニカルプロブレムもありました

ので、後日ご質問がありましたら事務局を通じてやり取りを続けさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。よろしくお願いたします。

現段階では発言ございませんので、引き続きまして、「議題 3 航路標識団体の運用基準」について事務局からご説明いただきたいと思います。

【寶達専門官】 海上保安庁交通部企画課寶達と申します。議題 3 航路標識協力団体の運用基準についてご説明させていただきます。指定スケジュールの方を見ていただきたいのですが、指定スケジュールの主な状況ですが、本日の第 1 回検討会終了後、新たに基準を策定するという事で、広くパブリックコメントの実施を予定しているとともに、新たに本制度ができたという関係上、あらかじめ関係団体等に対し、事前周知を実施していきたくと考えております。その後、9 月下旬の第二回検討会を経て、11 月 1 日の法施行に併せて、運用基準等も施行する予定としております。10 月中旬位を目処に、対外的に運用基準等の公表を予定しております。また、令和 4 年 1 月に、本庁に第三者審査委員会を設置しまして、1 月下旬を目処に第 1 回の指定を予定しております。

運用基準の骨子案を提示させていただく前に、この骨子案の基準につきましては、道路をはじめとする他の協力団体の制度を参考にしつつ、骨子案を提示させていただいております。運用基準の構成につきましては、申請資格、審査基準、監督基準、その他の分類で、構成しております。

まず始めに、申請資格になります。申請資格の基準については、代表者を始めとして複数の区分に応じ基準を構成しておりますが、これらの要件を一つでも合致していないと、航路標識協力団体としては指定できないというものです。航路標識協力団体の骨子案につきましては、組織の項を見ていただきたいのですが、申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め概ね 5 年間が経過していることを条件としており、航路標識協力団体として指定される法人等が広く読めるように整理しております。

続いて、審査基準になりますが、これまでの活動実績と今後の活動計画を基に、これらの活動実績等が協力団体として適正であるか、審査をすることとしております。このうち、活動実績の継続性の項を見ていただきたいのですが、他の協力団体制度については、直近数年間 5 年間の縛りがありますが、航路標識協力団体については、最大 5 年間、例えば過去の活動実績が 3 年間であったとしても、適切に活動がなされていることが確認できれば、協力団体として、指定すべきであると考えております。その他監督基準、(4) のその他になりますが、その他の指定期間については、概ね 5 年間で上限として、協力団体として指定を随時更新していきたくと考えております。

次にパブリックコメントの案につきましては、このようなイメージ案を本日

の第1回検討会終了後に作成しまして、広く国民から意見を踏まえまして、最終的に基準等の策定に入っていきたいと思っております。

以降の資料につきましては、航路標識法の改正条文と他の協力団体制度の関係法令、運用基準等の概要について、資料として添付させていただいております。説明につきましては、以上です。

【工藤委員】 ご説明ありがとうございました。初めに事務局から説明がありましたが、本日欠席されている不動委員からのコメントをいただいておりますので、事務局から報告をお願いします。

【小野主任海上交通企画官】 それでは、不動委員のコメントを発表させていただきます。

灯台の歴史的、資料的価値を下げるような活用方法を民間から提示された場合どのような対応になるのでしょうか。例えば、灯台の内部を見学がしやすいように、手すりを付けるとなった場合、資料的価値があるとも知らずにもし当時の職人技である木目塗りの上に付けてしまったら、もったいないとのこと。

民間としては良かれと思って実施を希望しても、実際には文化財としての価値を下げることになるかもしれません。

また、上から景色を見たいからと言って外階段を付けたらいいのではないか、というアイデアもたまに耳にしますが、私はその灯台の景観を損なうことになると感じております。灯台の価値をよく理解した上で、灯台をリスペクトした形で活用を期待しております。

そうしたことを防ぐために、有識者や文化庁の研究員、学芸員からも意見を聴くようにしたらいいのではないかと思います。

また、私は、海外の灯台も巡っていますが、カフェを営んだり民間ボランティアが灯台ガイドをしたりしています。その地域ごとに色々な視点から灯台ガイドを実施しており、例えば、子供向けであったり、灯台守に重点を置いた説明であったりし、そのような違いに大変面白さを感じています。今後、日本でも民間ボランティアにより、このような活動が充実していくのではないかと期待しています。こうした灯台の地域活用については、IALAがガイドラインを出しているので、参考になると思います。以上です。

【工藤委員】 ありがとうございます。まだ若干時間はございますが、他にもご意見、ご質問等ございますでしょうか。先ほど、順番が変わりご迷惑をおかけしましたが、これまでの発表あるいは事務局説明に対して、ご意見ご質問などございますでしょうか。

【藤岡委員】 藤岡です。今回の制度、そもそもの趣旨というのは、灯台というのが GPS の普及につれて、航路標識というものが絶対に必要なものではなく、それに関連して海上保安庁が全部維持するのは厳しいと、それで民間の力を借りながら、できればそれを観光の核にするとか付加価値として、できるだけそれを維持していきたいと、ということがあろうかと思うんですけども、もしかして中にはお金儲けを目指してやろうという方がいるかもしれないので、それは趣旨に反するということがあろうかと思っておりますので、例えば、このそもそもの基準の精神みたいなもの、例えば、前文みたいなかたちで、示すことは出来ますでしょうか。それから、不動さんのコメントにありましたバリアフリー対策、これは一般的に必要とされるものですが、灯台に関しては、難しいです。その辺のところを含めて、それでできることできないことを、ある程度仕分けして、このことを全体に出していくべきだと思います。以上です。

【工藤委員】 事務局何か回答はありますでしょうか。

【坂下航路標識企画官】 坂下です。航路標識協力団体の趣旨としては、やはり、営利目的が前面に押し出されることは航路標識法改正の趣旨とは、異なります。ただし、工事維持や調査研究活動等の業務を持続的に活動をしていただくために、一定の収益は認めるという方向で考えております。

その収益が、航路標識協力団体の活動を主に充てることを基本として、そういったことを認めることとして考えております。運用基準の策定にあたりましては、こういった趣旨に関しても明示するように検討したいと考えております。

また、先程不動委員のコメントがあったので、それに対する回答についても簡単にご説明したいと思います。ご指摘のとおり、明治期灯台の歴史的、技術的価値というのは非常に高いです。この価値を維持する必要がありますので、海上保安庁におきましても、その価値を維持して、整備するために昭和 60 年頃有識者による技術調査委員会を開催しております。明治期灯台の保存に関しては、原型を維持することとし、形状、材質は極力変更しないこととなっております。これは海上保安庁が、整備するときにも、海上保安庁以外の者が承認工事を行うときにも同様です。この委員会には、藤岡委員にも参画していただいております。これまでも小規模な整備についても藤岡委員に確認していただいているところです。

また、文化財として指定されている場合は、文化財としての価値もありますので、これらの保全の手続きも必要となります。今後もそのような点を考慮しながら、進めて参りたいと思います。以上です。

【藤岡委員】 私は、別に儲けてはいけないと言っているのではなく、そういった団体の活動のために必要なお金が得られることはいいと思います。この制度を、どううまく育てていくかが大事で、実際に運用をしつつ、修正を施しながら、いい方向にもって行ければいいなと思っています。

先程の文化庁の番さんの説明にもあったように重要文化財の場合は、当然ながら勝手に修理したりしてはいけない訳で、当然それは、文化庁さんの助言をいただきながらやると、ということになりますので、ケースバイケースではありますが、何とかこの制度が育ってほしいなと考えておりますので、ご理解ください。

【工藤委員】 藤岡委員ありがとうございました。他の委員の皆様におかれましては如何でしょうか。

【寺崎委員】 寺崎ですが、発言よろしいでしょうか。

【工藤委員】 どうぞ。

【寺崎委員】 プレゼンをお伺いして、それぞれの活動内容や地域の事情が少し理解できたと思っています。さて、今回の法改正の目的として、灯台を地域振興のための、観光対象としていこうというようなことをお伺いしましたが、それぞれ地域ごとにどのような方向に観光を向かわせていくのか、観光振興の方向性、目的、目標があるかと思いますが、そういった中で、地域の灯台がどのように位置付けられて、どのように活用していくのか。地域の観光計画の中に、こうした活動がどのように位置付けられているのかを考えることが、とても大切になってくると考えます。

先程、団体の指定基準の中で、活動実施計画の実行性の下に、協調性という項目もありましたが、地域の中でどうやって他者と協働して、取り組んでいくのか、協働型管理の視点も何らかの形で入れるといいのではないかと考えます。

【工藤委員】 寺崎委員ありがとうございました。石井委員お願いします。

【石井委員】 銚子市観光商工課の石井でございます。よろしくお願いたします。1点確認をさせていただきたいのですが、私共の犬吠埼灯台につきましても、重要文化財として指定をいただいておりますが、この重要文化財の管理につきましても、基本的には所有者の責任で行われるということになっているかと思えます。今回の協力団体制度によって、その管理と所有者の管理の責任の整合性はどのように考えればよろしいでしょうか。

【工藤委員】 ありがとうございます。事務局お願いします。

【坂下航路標識企画官】 事務局でございます。航路標識協力団体の制度が創設されたとしても、航路標識の管理者には変わりありません。即ち、海上保安庁が所有している灯台については、海上保安庁が管理するということです。したがって、文化財の工事などを行う場合には、海上保安庁以外の者が、航路標識協力団体として行為を行いたいときには、海上保安庁の確認が必要となります。以上です。

【工藤委員】 ご回答ありがとうございます。石井委員よろしいでしょうか。

【石井委員】 基本的にはそれで理解できるんですが、協力団体の活動が先程の例にありましたように、錆落としですとかそういった日常的な管理を行う際に、文化庁のほうへ事前の届け出といったようなものが必要になるかと思うんですが、こういったものは海上保安庁さんのほうで、出されるという解釈でよろしいでしょうか。

【坂下航路標識企画官】 はい。航路標識協力団体に関しては、活動の内容を実施計画として提出していただきます。その内容を海上保安庁が確認をして、もし仮に文化財の変更が必要となる場合は、管理者である海上保安庁が文化庁に申請を出して、手続きを行います。

【石井委員】 ありがとうございます。

【藤岡委員】 今の件でちょっとよろしいでしょうか。文化財の修理では、番さんのおっしゃった保存活用計画が実は重要になってきます。そこに明文化しておけば、管理がしやすくなります。以上です。

【工藤委員】 他の委員の方はよろしいでしょうか。事務局におきましては、本日の検討会を踏まえ、次回検討会の準備をお願いしたいと思います。それでは、本日の議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

【小野主任海上交通企画官】 本日は活発なご議論ありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、次回以降の資料を作成いたします。次回検討会は、9月下旬に開催を予定しております。本日の議事概要につきま

しては、後日、事務局よりご発言をいただきました各委員の皆様へ確認をとらせていただきますのでよろしくお願いいたします。これをもちまして「第 1 回航路標識協力団体制度に関する検討会」を終了いたします。本日はありがとうございました。